

三島市介護保険事故報告取り扱い要領

指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は介護保険施設（以下「介護保険事業者」という。）において、サービスの提供により事故が発生した場合の報告は、法令等で定めるほか、この要領に定めるものとする。

なお、「サービスの提供により」とは、送迎・通院などの間の事故も含むものとする。また、在宅介護の通所・入所サービス及び施設サービスにおいては、利用（入所）者が事業所内にいる間も含むものとする。

1 報告すべき事故

次のいずれかに該当する場合は必ず報告する。なお、介護保険事業者の責任や過失の有無は問わない。

- (1) 死亡事故及び事故発生後、利用（入所）者が医師の診察を受け、通院が必要となったけが等（医師による往診等を含む。）又は入院を要することになったけが等。
なお、けが等とは、骨折、打撲、捻挫、脱臼、切傷、擦過傷、やけど、その他の外傷、異食、誤飲(食)、誤薬、誤嚥等をいう。
- (2) 個人情報の漏えい及び職員の法令違反等により利用（入所）者の処遇に影響が発生した場合。
- (3) 利用（入所）者がサービス提供中に行方不明となった場合。
- (4) 感染症、食中毒及び結核
本報告のほか、法律等により関係機関への届出等の義務があるものについては、これに従うこと。
- (5) その他報告が必要と認められるもの
事故報告の対象ではないが、家族とのトラブルが見込まれる場合や保険者から報告を求められたもの等。

2 報告方法

事故が発生した場合、速やかに別紙事故報告様式により、保険者である市町に報告する。また、必要に応じて居宅サービス計画、介護記録等を添付する。緊急を要するものは、第1報を電話により迅速に行い、その後、速やかに事故報告書を提出する。

なお、事故報告様式の事項を満たす様式を事業者で定めている場合は、当該様式によることとして差し支えない。